

定 款

川崎近海汽船株式会社

(沿 革)	昭和41(1966)年4月8日	制 定
	昭和41(1966)年9月21日	改 正
	昭和42(1967)年6月27日	〃
	昭和44(1969)年6月30日	〃
	昭和46(1971)年6月24日	〃
	昭和48(1973)年6月29日	〃
	昭和50(1975)年3月28日	〃
	昭和51(1976)年7月30日	〃
	昭和52(1977)年6月28日	〃
	昭和53(1978)年12月26日	〃
	昭和55(1980)年6月25日	〃
	昭和61(1986)年11月27日	〃
	平成2(1990)年6月26日	〃
	平成3(1991)年6月25日	〃
	平成4(1992)年1月27日	〃
	平成4(1992)年3月10日	〃
	平成5(1993)年6月28日	〃
	平成6(1994)年6月28日	〃
	平成7(1995)年6月29日	〃
	平成14(2002)年6月27日	〃
	平成15(2003)年6月27日	〃
	平成16(2004)年6月29日	〃
	平成17(2005)年6月29日	〃
	平成18(2006)年6月29日	〃
	平成21(2009)年6月26日	〃
	平成22(2010)年1月5日	〃 (附則削除)
	平成23(2011)年6月29日	〃
	平成26(2014)年6月26日	〃
	平成29(2017)年6月27日	〃
	平成29(2017)年10月1日	〃
	平成30(2018)年6月27日	〃
	令和元(2019)年6月26日	〃

川崎近海汽船株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は川崎近海汽船株式会社と称する。

2. 英文では、KAWASAKI KINKAI KISEN KAISHA, LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 海上運送事業
- 2 海運仲立業
- 3 港湾運送事業及び倉庫業
- 4 貨物運送取扱事業
- 5 海運代理店業
- 6 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- 7 車輛及び付属機器の賃貸業
- 8 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- 9 船舶建造改修工事の施工監理
- 10 不動産の売買、賃貸、仲介、及び管理
- 11 ガソリンスタンドの経営並びに自動車の修理及び部分品の販売
- 12 食堂、喫茶店及び土産品店の経営
- 13 民芸品、工芸品、農産食品、畜産食品、水産食品、調味食品、飲料品、各種加工食品、酒類、煙草及び郵便切手類の販売
- 14 海洋作業支援船業及び船舶の引揚救助に関する業務
- 15 産業廃棄物収集運搬業
- 16 再生可能エネルギー関連事業
- 17 他の事業に対する貸付、保証及び投資
- 18 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は973万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に支障のあるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 総会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社には取締役20名以内を置く。

(選 任)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および特称取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって取締役のうち取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の権限)

第23条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会の招集および議長は取締役会の決議をもって定める。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会を招集するには、会日の3日前に各取締役および各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法および議事録)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってする。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

3. 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関し本定款に定めのない事項は、取締役会規程によってこれを定める。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項各号に定める合計額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社には監査役5名以内を置く。

(選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前に各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議および議事録)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

2. 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関し本定款に定めのない事項は、監査役会規程によってこれを定める。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第38条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項各号に定める合計額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報 酬 等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度および決算期)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払い義務を免れる。